

太陽光発電からの 余剰電力受給に関する契約要綱 〔高圧・特別高圧〕

平成21年11月1日実施



太陽光発電からの余剰電力受給に関する契約要綱 〔高圧・特別高圧〕

目 次

1	適 用	1
2	要綱の変更	1
3	受給契約の申込みと成立	1
4	受給開始日	1
5	受給契約の単位	1
6	承諾の限界	2
7	受給地点、受給最大電力、電気方式等	2
8	送電責任分界点	2
9	財産分界点および管理補修	2
10	工事費の負担	2
11	送電時間および発電の出力抑制・停止	3
12	損害賠償	3
13	新エネルギー等発電設備認定の申請	3
14	料金の算定期間	3
15	電力量の計量等	4
16	料金の算定	4
17	料金の支払い	5
18	適正契約の保持	5
19	契約期間	5
20	受給契約書等の作成	5
21	受給契約の廃止	5
22	名義の変更	6
23	発電設備の変更	6
24	系統連系および運用における基本事項	6
25	その他	6
附	則	7

1 適 用

この太陽光発電からの余剰電力受給に関する契約要綱〔高圧・特別高圧〕（以下「この要綱」といいます。）は、当社と電気需給契約を締結している高圧および特別高圧のお客さま（以下「発電者」といいます。）が、自己の発電設備を当社の電力系統へ連系し、発電設備より発生する電力に余剰が生じた場合に、その余剰電力を当社へ供給し、当社がこれを受電する場合の系統連系および余剰電力受給に関する契約（以下「受給契約」といいます。）の条件を定めたものです。

なお、余剰電力とは、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用および化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年8月28日施行）」にもとづく「太陽光発電による電気の調達に関する電気事業者の判断の基準」等（以下「大臣告示等」といいます。）で規定されたものをいいます。

2 要綱の変更

当社は、この要綱を変更することがあります。この場合、この要綱に定める事項はすべて変更後の「太陽光発電からの余剰電力受給に関する契約要綱〔高圧・特別高圧〕」によります。

3 受給契約の申込みと成立

- (1) 発電者が新たに受給契約を希望される場合は、この要綱を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
設置場所、発電設備概要、結線図、太陽電池出力値、インバータ出力値、太陽光発電設備以外の自家発電設備および蓄電池（以下「他自家発電設備等」といいます。）の併設の有無、受給開始希望日、料金の振込先口座等の必要事項
- (2) 受給契約は、発電者からの申込みを当社が承諾したときに成立します。
- (3) 当社は、受給契約成立後、発電者に「太陽光発電からの余剰電力受給契約のご案内」を交付いたします。

4 受給開始日

当社は、発電者の受給契約の申込みを承諾したときには、発電者と協議のうえ、受給開始日を定め、受給準備等必要な手続きを経た後に受給開始いたします。

なお、受給準備等のやむをえない事情によって、あらかじめ定めた受給開始日に受給開始できない場合は、あらためて協議のうえ受給開始日を定めます。

5 受給契約の単位

当社は、当社の電気需給契約1契約に対応して、1受給契約を締結します。

6 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、この要綱および電気需給契約にもとづく発電者の債務の支払状況その他によってやむをえない場合には、受給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

7 受給地点、受給最大電力、電気方式等

- (1) 当社は、余剰電力の受給地点、受給最大電力、電気方式、周波数および標準電圧について、「太陽光発電からの余剰電力受給契約のご案内」により発電者にお知らせいたします。
- (2) 受給最大電力は、太陽電池出力値またはインバータ出力値のいずれか小さい値といたします。ただし、インバータを複数台設置される場合の受給最大電力は、インバータに対応する発電機ごとに算定した受給最大電力を合計した値といたします。

8 送電責任分界点

発電者が供給する電力の送電上の責任の分界点（以下「送電責任分界点」といいます。）は、原則、「太陽光発電からの余剰電力受給契約のご案内」でお知らせする受給地点へ引込む当社の引込線と発電者の構内1号柱に設置した発電者の開閉器との接続点といたします。

9 財産分界点および管理補修

- (1) 余剰電力の受給のために設置された電気工作物は、送電責任分界点をもって発電者、当社それぞれの所有に分かれるものとし（ただし、別途当社が設置した計量装置等は除きます。）、発電者および当社は、その所有に属する電気工作物を適正に管理補修するものといたします。
- (2) 15（電力量の計量等）において使用する電力量計等について、発電者が所有するものとし、自己の責任により計量法にもとづく検定を受け、当社の承認を得て、受給地点に設置するものとします。また、検定有効期限の管理および検定有効期限内での取替えについても発電者の責任により発電者が行うものとし、取替えに際しては、事前に当社へ連絡するものといたします。なお、発電者が自己の責任により取替えを行わない場合は、当社は電力受給を中止することがあります。

10 工事費の負担

発電者の発電設備を当社電力系統へ連系するにあたり、当社の供給設備を新たに施設する場合または当社の供給設備の変更が必要となる場合は、当社は、工事費の全額を発電者から申し受けます。

当社は、原則として入金確認後に工事を実施します。

11 送電時間および発電の出力抑制・停止

発電者は、原則として毎日24時間、余剰電力の送電をすることができます。ただし、次の場合は、発電者は余剰電力の受給停止または制限を行います。

また、これらの場合、発電停止にともなう補償を含め、当社はその責任を負わないものとしします。

(1) 当社が予告を行う場合

イ 当社が当社の電気工作物の点検または補修を必要とする場合、その他保安上必要がある場合

ロ 当社が発電者へ供給する特定規模需要標準供給条件にもとづき、供給の停止の措置がとられている場合

(2) 当社が予告を行わない場合

イ 保安上緊急を要する場合

ロ 当社電力系統状況により、発電者の発電設備の電圧が一時的に上昇または低下したことで、発電設備が自動的に出力抑制または停止した場合

ハ 台風等のために当社電力系統に支障が生じる等、余剰電力を当社電力系統に受け入れることができない場合

12 損害賠償

発電者および当社は、この要綱による余剰電力の受給に伴い、相手方または第三者に対し損害を生ぜしめた場合は、その原因者がその損害賠償の責を負うものとしたします。

ただし、その原因者に故意または過失がない場合は、その損害賠償の責めを負いません。

13 新エネルギー等発電設備認定の申請

当社は、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）」に定める経済産業大臣への新エネルギー等発電設備の認定およびその後の変更手続き等について、発電者から異議の申し出がない場合は、代行して申請するものとしたします。

14 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日（当社の特定規模需要標準供給条件に定める検針日のことをいいます。）から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の受給を開始し、または受給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅の前日までの期間といたします。

15 電力量の計量等

- (1) 発電者と当社の間で受給する電力量（以下「受給電力量」といいます。）は、14（料金の算定期間）における期間において、発電者が当社の承認を得て設置する発電者の電力量計により計量するものといたします。
なお、受給電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 電力量計の検針は、毎月、当社の定める検針日に当社が行うものといたします。ただし、非常変災の場合等やむをえない事情のあるときは、検針日を変更することがあります。
- (3) 発電者は、電力量計に故障等が生じた場合には、直ちに当社へその旨を連絡するものといたします。
- (4) 電力量計の故障等によって受給電力量を正しく計量できなかった場合には、その期間中の受給電力量は、その都度発電者、当社間で協議して決定するものといたします。
- (5) 発電者が不在等のため検針できなかった場合は、検針日に検針を行ったものといたします。また、その場合の受給電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。

16 料金の算定

当社が発電者にお支払いする毎月の料金は、次の電力量料金といたします。

- (1) 電力量料金
電力量料金は、15（電力量の計量等）により計量された受給電力量に、当社が別に公表する「太陽光発電からの余剰電力購入料金単価表〔高圧・特別高圧〕」の購入料金単価を乗じて算定した金額といたします。
ただし、関係法令の改正や太陽光発電普及状況の変化等、太陽光発電に関する情勢変化がある場合、その他諸事情がある場合には、当社はあらかじめ実施期日を定めて単価および算定方法を変更いたします。この場合、その変更の実施期日以降の料金は、変更後の「太陽光発電からの余剰電力購入料金単価表〔高圧・特別高圧〕」によるものといたします。
- (2) 発電設備等の変更により、その1月の料金に変更があった場合は、料金の算定期間の受給電力量を、料金に変更のあった前後の期間の日数にそれぞれの受給最大電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。
- (3) 料金算定における端数処理
料金算定における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

17 料金の支払い

- (1) 当社は、特別の事情がない限り、16（料金の算定）により算定された料金の請求を発電者から受けたものとみなして、料金を、検針日の翌日から起算して20日目までに発電者に支払うものとしたします。
ただし、20日目が金融機関等の休業日に該当する場合は、支払期日を直後の休業日でない日まで延期するものとしたします。
- (2) 受給契約成立後の初回の料金については、当社の事務手続き終了後に支払うものとしたします。
- (3) 発電者は、料金の振込先として金融機関口座を指定あるいは変更する場合は、あらかじめ当社所定の様式にて申込みを行っていただきます。

18 適正契約の保持

当社は、発電者との受給契約が電力受給の状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

19 契約期間

- (1) 契約期間は、受給契約が成立した日から、成立した年度の3月31日までとしたします。ただし、契約期間満了までに発電者または当社のいずれからも何等の申し出がない場合は、契約期間満了の日の翌日から更に1年間期間を延長するものとし、以後この例によるものとしたします。
- (2) (1)にかかわらず、電気需給契約が消滅した場合は、この要綱による受給契約も同時に消滅するものとしたします。

20 受給契約書等の作成

特別の事情がある場合で、発電者または当社が必要とするときは、受給契約に関する必要な事項について、受給契約書および運用申合わせ書等を作成いたします。

21 受給契約の廃止

- (1) 発電者が受給契約を廃止される場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) 発電者がこの要綱に定める事項に違反した場合には、当社は、契約期間中においても、発電者に通知のうえ、受給契約を解除できるものとしたします。この場合、発電者の責任と負担において、直ちに発電設備を当社系統と電氣的に切り離し、系統連系および電力受給ができないよう措置していただきます。

22 名義の変更

合併その他の原因によって、新たな発電者が、それまで締結していた発電者の電気需給契約および受給契約に関するすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き受給契約の継続を希望される場合は、あらかじめ当社所定の様式により申し出ていただきます。

23 発電設備の変更

発電者が発電設備を変更される場合や他自家発電設備等を新たに併設または変更される場合は、あらかじめ当社所定の様式により申し出ていただきます。

24 系統連系および運用における基本事項

- (1) 発電者は、当社の供給設備との連系にあたり、発電設備系統連系サービス要綱にもとづき、系統連系サービス契約書を締結するものといたします。
- (2) 発電者は、当社の供給設備との連系にあたり、法令で定める技術基準、その他の法令等を遵守するものといたします。

25 その他

この要綱に定めのない事項、またはこの要綱によりがたい事項が発生した場合は、この要綱および特定規模需要標準供給条件等の趣旨に則り、発電者および当社は誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。

附 則

1 実施期日

この要綱は、平成21年11月1日から実施いたします。

2 この要綱の実施にともなう切替措置

平成21年11月1日以前に当社と受給契約を締結した発電者の平成21年11月の検針日の前日までの購入料金単価は、この要綱の実施日以前に締結している太陽光発電余剰電力受給契約書によります。

なお、平成21年11月1日以降に当社と受給契約を締結した発電者の平成21年11月の検針日の前日までの購入料金単価は、電気需給契約に定める電力量料金単価といたします。

3 大臣告示等に規定される買取制度（以下「買取制度」といいます。）を実施する期間（以下「買取制度対象期間」といいます。）に関する取扱い

(1) 購入料金単価判定日

買取制度対象期間中に発電者から余剰電力の受給申込みがあった場合の購入料金単価は、申込受付日時点の購入料金単価を適用するものといたします。

ただし、申込受付日と受給開始日の間に単価変更日を含む場合は、原則として単価変更日以降3か月以内に受給開始した場合に変更前の購入料金単価を適用します。

(2) 料金の適用期間

イ ロの場合を除き、この要綱の実施日以降、買取制度対象期間中に成立した受給契約の料金の適用期間（以下「買取制度による購入期間」といいます。）は、受給開始日から、その日以降最初の検針日が属する月の翌月から起算して120月目の検針日の前日までの期間とします。

なお、買取制度による購入期間満了後の料金の適用期間は、19（契約期間）に準じます。

ロ この要綱の実施日以前に当社と受給契約を開始している発電者またはこの要綱の実施日以降平成21年11月の検針日の前日までに当社と受給契約を開始した発電者の買取制度による購入期間は、平成21年11月の検針日が属する月から起算して120月目の検針日の前日までの期間とします。

なお、買取制度による購入期間満了後の料金の適用期間は、19（契約期間）に準じます。

(3) 買取制度による購入期間中に発電設備等の変更があった場合の購入料金単価の判定

買取制度による購入期間中に、発電設備を増減設される場合や他自家発電設備等を新たに併設または変更される場合の購入料金単価の判定については、変更後の状態にもとづき、当初の受給開始時点における基準に照らして購入料金単価を判定いたします。

なお、買取制度による購入期間は、当初の受給開始時点を起算点といたします。

4 太陽光発電余剰電力受給契約書の失効

当社と発電者により契約締結された太陽光発電余剰電力受給契約書については、この要綱を適用することをもって失効するものといたします。